

令和5(2023)年8月1日

お客様各位

試験料金の納付方法の変更について

平素は格別の御愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5(2023)年9月試験受付分より、消費税のインボイス制度への対応と利便性を考慮し、これまでの事前納付を廃止して月締めで請求書を交付し事後納付とすることにしました。

これに伴い、試験を依頼されるお客様におかれましては、令和5(2023)年9月1日から受付の際には試験依頼書と供試体のみご持参ください。

なお、振込証明書は不要となります。

また、試験料金の納付の流れ等については、下記のとおりとなります。

記

1 請求の単位

試験完了分を月単位でまとめて請求します。

2 請求書交付の時期

請求対象月の翌月初旬に郵送します。

3 振込方法

請求書に記載の口座（足利銀行又は栃木銀行）にお振り込みください。

4 振込期限

請求書に記載の期限までにお振込みください。

5 注意事項

- (1) 振込期限までにお振込みがない場合、次回の試験受付ができないことがありますのでご注意ください。
- (2) 銀行振込手数料はお客様の負担でお願いします。

6 その他のお知らせ

試験料金の納付方法の変更に伴い、9月1日より「試験依頼書」が変更となります。

問合せ

(公財) とちぎ建設技術センター

試験研究センター

TEL028-626-3189 / FAX028-626-3179